

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

上 申 書

名古屋高等裁判所 御中

（民事第2部）

2023年12月14日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士 山 田 秀 樹

他

控訴人（一審原告）4名の各意見陳述書を提出します。

以上

意見陳述書

2023年12月12日

一審原告 三輪 唯夫

2014年7月24日、朝日新聞朝刊に大垣署警備課が株式会社シーテックを呼んで、情報を意図的に流し、その時のやり取りが議事録として残され、スクープされました。中立であるべき警察が、いや住民に寄り添うべき警察が企業に加担したことに、警察への怒りと不信感が体中からわきおこったことを覚えています。50年以上養鶏業を営み、ある時は行政と協力して県下で初めての養鶏場での鳥インフルエンザ対策訓練を私の農場でしてきました。そのような生活を守る行為がなぜ警察にマークされ危険視されるのか、今も自問自答していますが分かりません。

上石津の防災士会の副会長をしている3年前に、防災士会の会長宅を訪れた時、数分内に警察官が訪れ声を掛けてきた時は、今も警察にマークされているのかと恐怖を感じました。

「生活を守る行為がなぜ警察にマークされるか」

この思いをこれからも抱えて生きていくのかと思うと苦痛です。9年前の私の行為は、私の生活を守るための運動です。それすらも警察にマークされる社会は誰のための何のための社会でしょう。生活を守る運動は市民運動となり、多層な社会の実現に必要不可欠です。このような運動の芽を潰さず伸ばすことは日本の民主主義の発展には必要です。今回の警察官の証人尋問で「生活を守る行為がなぜ警察にマークされるのか」という疑問の解決の糸口になればと思いましたが、実現せず残念です。日本の民主主義が一步後退しました。なぜなら私の子供には私のような思いをさせたくないと思ったからです。

以上

意見陳述書

2023年12月12日

一審原告 近藤 ゆり子

一審判決では、大垣警察署とシーテック社との間でやりとりされた情報が、憲法13条によって保護されるプライバシー情報であると認めました。そして、公共の安全や秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は、抽象的にも生じていたとはいえないとした上で、情報提供について、国賠法上違法であると賠償が認められました。

ところが、情報収集等と情報の抹消請求については、私たちの訴えは、退けられてしまいました。

「原告らが過去に市民運動等を行ったことがあり、このような活動に関する知識及び経験を有していた」、「さらに原告らが連携することにより市民運動に発展する可能性」があるからとしています。市民運動を行う者は、犯罪予備軍だということでしょうか。

一審判決には、「原告らが風力発電について学ぶ勉強会を行った旨の新聞記事を読み、その事実を認識してからは、万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない」とありますが、私の情報についていうなら、これは明らかな間違いです。新聞記事から1週間後の最初の意見交換で、大垣警察は、わざわざ私の氏名などの個人情報を、シーテック社に提供しました。このとき、私は風力発電計画について何も知らず、無関係でした。風力発電計画など具体の事業とは無関係に、ずっと以前から私の情報を収集し、蓄積し、いつでも余所に提供できるように保有していたことの表れです。

公安警察が、市民運動関係者について、日常的・継続的に個人情報の収集をするのは当然だということでしょうか。そうであるなら、日本には、本当の意味での思想良心の自由、表現の自由があるとは言えないのではないのでしょうか。

裁判官の皆さまにおかれましては、憲法を活かし守るという裁判所の使命に則った、公正なご判断を、心からお願いいたします。

以上

意見陳述書

2023年12月12日

一審原告 船 田 伸 子

結審にあたって一言申し上げます。

今回の控訴審を通じて、私が求めていたことは、なぜ私が公安警察の情報収集の対象になったのかを知ることでした。

どうして私が気を病んで入院中であると公安警察が認識するに至ったのか、さらにそれが事実でないと知っていながらシーテック社に間違った情報を提供したのか、それとも情報そのものが間違っていたのか、たくさんの疑問がありました。

この「なぜ？」は、何も解決しませんでした。

証言を拒否し、疑問にも答えない。それはあまりにも私たちを馬鹿にした話です。

公安警察は、「職務上の秘密」だから証言できないと逃げていますが、シーテック社には秘密を漏らしておいて、今更何が秘密なのかと思います。当事者である私の情報は本来私のものではないでしょうか。少なくとも公安警察のものではないと思います。

このままでは私は、これからもずっと何をするにも、どこへ行くにも監視の目が光っていると感じずにはいられません。警察だけでなく、警察が情報収集のために私につながる誰かを監視していると思うからです。

何も知らない、何も分からないことこそが、私の不安をより強くし、日々生活していく上でいっそうの不自由さを強いられることとなります。

私たち4人が、公共安全と秩序の維持のために警察の情報収集の対象となるのであれば、そして秘密裏に収集された個人情報に市民運動を握りつぶすために勝手に恣意的にゆがめられて、あちこちで情報提供されているとすれば、多くの人は監視されないよう、黙り込み、声をあげることがなくなるでしょう。

これはまともな社会といえるでしょうか。

私は、この裁判を通じて当初感じていた情報を勝手に提供されたという個人の怒りは、今は情報収集こそが私たちが生きる社会にとって本当に恐ろしいことであり、自由と民主主義が失われた社会の恐怖へと変わっていきました。

今度の控訴審で、法的根拠のない中で、公安警察が「公共の安全と秩序の維持」のためには、個人の基本的権利を踏みにじってまでも情報収集を続けることをやむを得ないとするならば、それはもう民主国家でもなければ、法治国家でもありません。

裁判所におかれましては、私と私につながるすべての人たちの人権を守り、市民社会の自由と民主主義を守るために、警察の情報収集は違法であり、私の間違った情報、必要性のない情報のすべてを抹消することを命じる判断をしていただきますよう心からお願いします。

以上

意見陳述書

2023年12月12日

一審原告 松 島 勢 至

シーテックの議事録によれば、2013年8月7日の意見交換で、警察は市民運動の展開をおそれ、「平穏な大垣市を維持したいので」協力をお願いすると言っています。

本当に怒りを覚える発言です。

私は自分の生活の平穏を願って行動したのです。自分の生活を守るための活動は日本国憲法の柱である「基本的人権」の行使です。そのことが否定されたのです。警察は国民のためにあるのです。誰かに自分の生き方を支配されることは最大の苦痛です。国民の権利が守られてこそ、人々はこのびのびと生きることができるのです。

裁判所に置かれましては公平中正な判断をされることを強く求めます。

以上